

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休む日、
翌日)

目次

- ◇ 告示 字の区域の変更
- 保険医療機関等の指定
- 保険医の登録
- 国民健康保険医として登録があつたものとみなされるもの
- 保安林の皆伐による立木の伐採につき許可をすべき面積の限度
- 土地改良法による換地処分

告示

鳥取県告示第六十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、岸本町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による吉定地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。
昭和五十二年二月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和五十二年二月二十六日現在の地番による。）
立岩字南小割	立岩字南小割のうち二二八の一、二五五の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
立岩字中小割	立岩字南小割二二八の一、二五五の一及びこれらと一体をなす国有地、立岩字中小割のうち二六三の一部、二六四の一部、二八〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二七九の一及び二八〇の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、立岩字下小割二八一の一の一部、二八一の四の一部並びに吉定字上大割五七五の一の一部
立岩字下小割	立岩字中小割二八〇の一の一部、立岩字下小割のうち二八一の一の一部、二八一の四の一部、二八三の一の一部、二八四の一の一部、二八五の一部、二八六及びこれらと一体をなす国有地並びに二八一の二及び二八二の一と一体をなす国有地の一部以外の区域、吉定字中割六七三の一部、六九三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに吉定字長割六九四、六九五の一部、六九六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地

<p>吉定字上大割</p> <p>立岩字中小割二六三の一部、二六四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに吉定字上大割のうち五七五の一部以外の区域</p>	<p>吉定字下大割</p> <p>立岩字中小割二七九の一及び二八〇の二と一体をなす国有地の一部、立岩字下小割二八三の一の一部、二八四の一部、二八五の一部、二八六及びこれらと一体をなす国有地並びに二八一の二及び二八二の一と一体をなす国有地の一部、吉定字下大割の全域並びに吉定字中割六七二の一部、六七二の二の一部、六七三の一部、六七四の一部、六七五の一部、六七六の一部、六九三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六七二の二及び六七二の一と一体をなす国有地の一部</p>	<p>吉定字五輪ノ前</p> <p>吉定字五輪ノ前のうち六五九及びこれと一体をなす国有地並びに六五六、六五八の一、六六〇の一、六六〇の二、六六二の一、六六二の二、六六二の三、六六二の五及び六六四と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>吉定字中割</p> <p>吉定字五輪ノ前六五九及びこれと一体をなす国有地並びに六五六、六五八の一、六六〇の一、六六〇の二、六六二の一、六六二の二、六六二の三、六六二の五及び六六四と一体をなす国有地の一部、吉定字中割のうち六七二の一部、六七二の二の一部、六七三、六七四の一部、六七五の一部、六七六の一部、六七七の一部、六七八の一部、六七九の一部、六八七の一部、六八八の一部、六八八の二</p>
<p>吉定字長割</p> <p>の二、六八八の三の一部、六八八の四、六八九の一部、六九〇、六九一の一部、六九二、六九三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六七二の二及び六七二の一と一体をなす国有地の一部以外の区域、吉定字古川端七五九の一部、七六〇、七六一の一部、七六五の一部、七六六の一部、七六七の一部、七七〇の一部、七七二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに吉定字茶屋ノ向七九五の一部、七九六の一部、七九七の一部、七九七の二の一部、七九八、七九九及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>吉定字古川端</p> <p>吉定字中割六八八の三の一部、六八八の四の一部及びこれらと一体をなす国有地、吉定字長割七〇八の一部、七一〇の一部、七一〇の二の一部、七二二の二の一部、七二三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに吉定字古川端のうち七四二の一部、七五九の一部、七六〇、七六一の一部、七六五の一部、七六六の一部、七六七の一部、七七〇の一部、七七二の一部、七七三の一部、七七三の二</p>		

一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

吉定字茶屋ノ向
吉定字古川端七四二の一部、七七二の一部、七七三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに吉定字茶屋ノ向のうち七九五の一部、七九六の一部、七九七の一部、七九七の二の一部、七九八、七九九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第六十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十二年二月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	所在地	指定年月日
星野医院	鳥取市青葉町二丁目一六五	昭和五十三年一月十六日
ヤスダ内科医院	鳥取市湯所町二丁目四二〇の三	"
小谷薬局	鳥取市吉方町二丁目五二一	二十四日
カヤノ薬局	米子市立町二丁目二六	十七日

鳥取県告示第六十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十二年二月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
川口卓治	鳥医第二、一四二号	昭和五十二年一月十七日
岸本祥克	" 第二、一四二号	"
加藤誠一	" 第二、一四三号	"

鳥取県告示第六十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年二月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
松田明子	鳥国医第二、二三七号	昭和五十一年十二月十六日
古町典子	第二、一三八号	二十三日

鳥取県告示第六十九号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、昭和五十二年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和五十二年二月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

保安林の種類	同一の単位とされる保安林の所在場所		皆伐面積の限度(ヘクタール)	単位区域名
	市郡名	市町村名		
水源かん養保安林 土砂流出防備保安林	八頭地区	八頭地区のうち河原町及び郡家町を除く地域	一、四四二・六六 四・三七 五・二四 〇・三八	八頭地区
干害防備保安林	八頭地区	八頭地区のうち河原町及び郡家町を除く地域	〇・一九	喜才谷山
"	八頭地区	八頭地区のうち河原町及び郡家町を除く地域	〇・〇三	佐治
"	八頭地区	八頭地区のうち河原町及び郡家町を除く地域	三・九九	用瀬
"	八頭地区	八頭地区のうち河原町及び郡家町を除く地域	〇・三八	船岡
"	八頭地区	八頭地区のうち河原町及び郡家町を除く地域	五・二四	智頭
"	八頭地区	八頭地区のうち河原町及び郡家町を除く地域	四・三七	若桜
"	八頭地区	八頭地区のうち河原町及び郡家町を除く地域	一、四四二・六六	八頭地区

水源かん養保安林	鳥取	岩美	八頭	河原・郡家	赤波	〇・二三	明見谷東平
土砂流出防備保安林	鳥取	岩美	八頭	河原・郡家	赤波	〇・四六	池ノ内下平
干害防備保安林	鳥取	岩美	八頭	河原・郡家	赤波	〇・八〇	赤波
"	鳥取	岩美	八頭	河原・郡家	赤波	六〇七・二五	鳥取地区
"	鳥取	岩美	八頭	河原・郡家	赤波	三・二九	河原
"	鳥取	岩美	八頭	河原・郡家	赤波	四・六九	郡家
"	鳥取	岩美	八頭	河原・郡家	赤波	五・五二	岩美
"	鳥取	岩美	八頭	河原・郡家	赤波	二・六二	国府
"	鳥取	岩美	八頭	河原・郡家	赤波	〇・一五	福部
"	鳥取	岩美	八頭	河原・郡家	赤波	三九・三六	鳥取
"	鳥取	岩美	八頭	河原・郡家	赤波	〇・八八	気高
"	鳥取	岩美	八頭	河原・郡家	赤波	三四・四一	鹿野
"	鳥取	岩美	八頭	河原・郡家	赤波	五・四二	青谷
"	鳥取	岩美	八頭	河原・郡家	赤波	二・一三	長谷
"	鳥取	岩美	八頭	河原・郡家	赤波	七・九一	高路
"	鳥取	岩美	八頭	河原・郡家	赤波	〇・五一	水谷
"	鳥取	岩美	八頭	河原・郡家	赤波	一、四四八・五九	倉吉地区
"	鳥取	岩美	八頭	河原・郡家	赤波	二九・六九	倉吉
"	鳥取	岩美	八頭	河原・郡家	赤波	四八・八〇	東郷
"	鳥取	岩美	八頭	河原・郡家	赤波	三八・六五	東郷
"	鳥取	岩美	八頭	河原・郡家	赤波	一八・二一	関金

千害防備保安林	千害防備保安林	林	土砂流出防備保安	水源かん養保安林	千害防備保安林	千害防備保安林	千害防備保安林	千害防備保安林	千害防備保安林	千害防備保安林	千害防備保安林	千害防備保安林	千害防備保安林	千害防備保安林	千害防備保安林	千害防備保安林	千害防備保安林	千害防備保安林	千害防備保安林	千害防備保安林
西伯	日野	米子	西伯	日野	西伯	米子	東伯	東伯	東伯	東伯	東伯	東伯	東伯	東伯	東伯	東伯	東伯	東伯	東伯	東伯
大山	江府	溝口	西伯	岸本	会見	大見	中見	中見	中見	中見	中見	中見	中見	中見	中見	中見	中見	中見	中見	中見
宮内	赤松	長田	法勝寺	伐株	杉地	金屋	槻下	大谷	宮内	大原	栗尾	志津	栗尾	志津	栗尾	志津	栗尾	志津	栗尾	志津
孝霊山ほか	門野	孝霊山ほか	孝霊山ほか	大谷奥	米子地区	金屋	槻下	大谷	宮内	大原	栗尾	志津	栗尾	志津	栗尾	志津	栗尾	志津	栗尾	志津
六〇・三	一・一〇	〇・〇五	二・二四	〇・〇五	四四四・七一	〇・四三	〇・〇八	〇・六五	〇・〇四	〇・〇六	一・〇二	〇・三〇	〇・〇三	〇・〇三	〇・〇三	〇・〇三	〇・〇三	〇・〇三	〇・〇三	〇・〇三
宮内・坊領	江府	米子	西伯	西伯	米子地区	金屋	槻下	大谷	宮内	大原	栗尾	志津	栗尾	志津	栗尾	志津	栗尾	志津	栗尾	志津

鳥取県告示第七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において
 準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、岸本町から同町が行う土
 地改良事業に係る吉定地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法
 第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示
 する。

昭和五十二年二月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

水源かん養保安林	日野	日野	日野	日野地区
土砂流出防備保安林	日野	日野	日野	日野地区
〃	日南	日南	日南	日野地区
〃	日南	日南	日南	日野地区